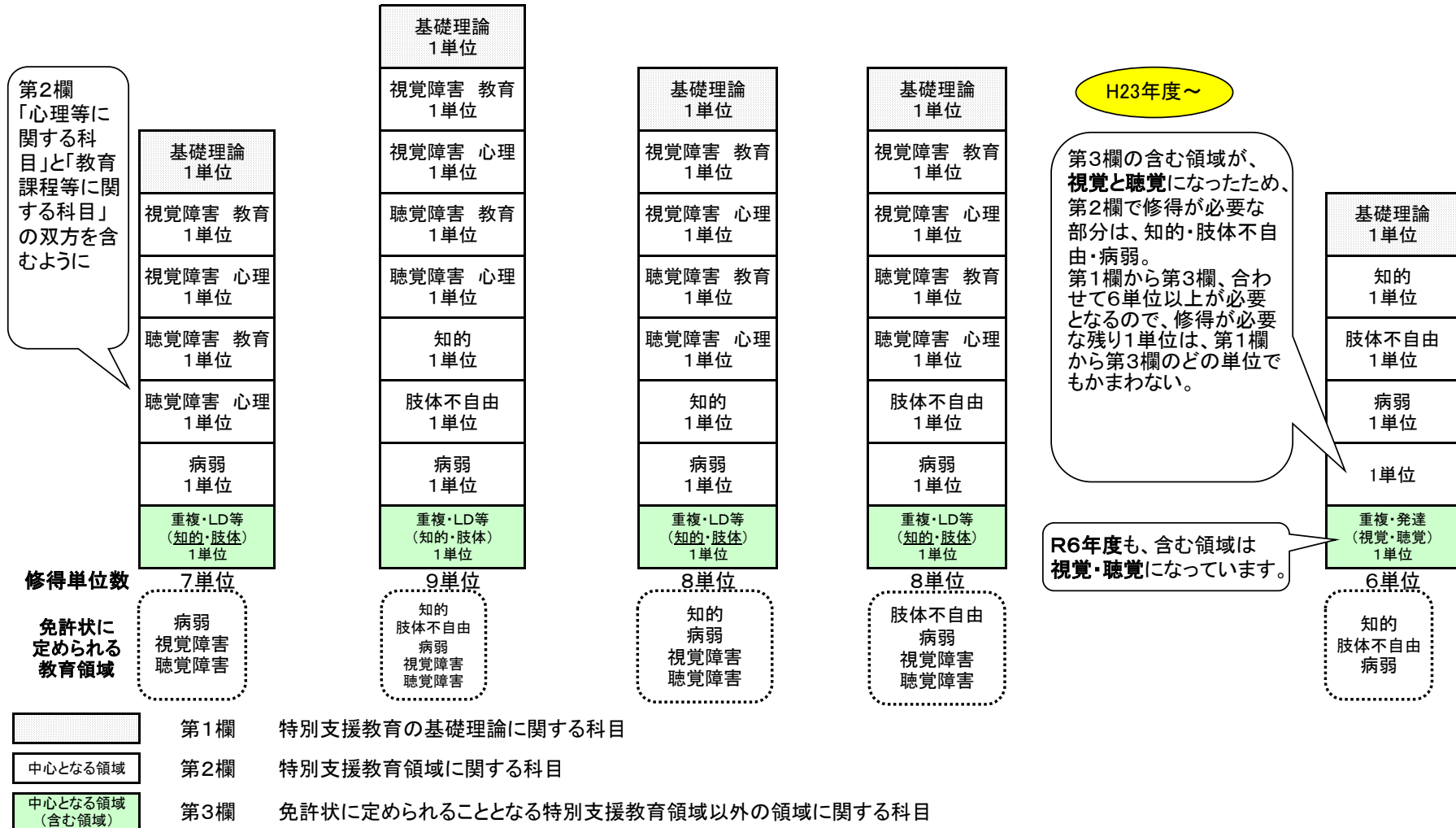


令和6年度熊本県教育職員免許法認定講習等における特別支援学校教諭二種免許状の単位修得例

(平成19年度以降開設科目及び平成18年度以前の開設科目を読み替えて使用した場合)



※第2欄の科目の単位修得方法

- イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する領域を定める場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目(以下、「心理等に関する科目」という。)並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目(以下、「教育課程等に関する科目」という。)についてそれぞれ1単位以上。
- ロ 知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する領域を定める場合にあつては、当該領域に関する「心理等に関する科目」並びに「教育課程等に関する科目」の両方の内容を含んで1単位以上。
(本県の認定講習における、知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する領域に係る科目は、それぞれ1科目(1単位)に、「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」の両方の内容を含んでいる。)

※第3欄の科目の単位修得方法

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項(重複・発達領域)のうち、免許状に定められることとなる特別支援教育領域(第2欄)以外の全ての事項を含むものとする。
(「含む領域」が定められている科目は、当該領域について第3欄の内容を満たすことが可能。)

※なお、H20まで本県の認定講習において第3欄科目「重複・LD等に関する科目」については「教育課程等に関する科目」として開設していたが、「心理等に関する科目」